

栗原市全国大会等参加補助金（目指せ！日本一） 交付申請等手続きについて

1 提出書類

《補助金交付申請》

- ①補助金等交付申請書【別添様式第1号（第3条関係）】
- ②交付申請明細書 【別添様式第1号申請添付資料】
- ③全国大会又は強化合宿等要項
- ④予選大会要項及び結果又は指定選手選考結果が確認できる書類
（ない場合大会通知等）

《補助金実績報告》

- ①補助金等実績報告書【別添様式第5号（第7条関係）】
 - ②実績報告明細書 【別添様式第5号報告添付資料】
 - ③宿泊証明書 【別添様式第1号（第4条関係）】
 - ④支払領収書等の証拠書類
 - ⑤全国大会結果又は強化合宿結果が確認できる書類
 - ⑥参加記録写真（大会等に参加したことが確認できるもの）
- ※各種書類記入方法については、記入例をご参照ください。

2 対象経費の算定基準について（②交付申請明細書の記入方法）

【交通費】

- 1) 会場までの交通費は効率的かつ経済的手段の往復経費をご記入ください。
- 2) 公共交通機関を利用する場合は、利用する機関の出発地(駅)から、
帰路は利用した機関の到着地(駅)までとなります。
- 3) 駐車料金は対象外経費となります。
- 4) 大型バスに対象となる選手及び監督等以外のものが乗車した場合は対象者
以外（例：応援者・保護者）の経費は対象外となります。
算出例：対象者15名（監督・コーチ1名ずつ、選手13名）
対象外13名（応援選手3名、保護者10名）
バス代120,000円÷全体人数28名＝4,285円
4,285円×15名＝64,275円（対象経費）
- 5) 自家用車の燃料代は、申請では算出例を参考にし、実績では領収書金額とします。
ただし、対象者以外のものが乗車した場合は、4)と同様の手順となります。
※出発前に必ず給油し、使用途中及び終了後に給油した経費を対象とします。
算出例：往復距離×燃料単価÷自家用車燃費
＝200(km)×170(円/ℓ)÷10(km/ℓ)＝3,400円
- 6) 高速代も対象となります。
ただし、対象者以外の者が乗車した場合は、4)と同様の手順となります。
- 7) 交通費に宿泊費が含まれているパック料金の場合、宿泊費相当額を宿泊費に明記
し残額を交通費に明記してください。

算出例：パック料金 32,000 円うち宿泊費 8,400 円×2泊＝16,800 円
32,000 円－16,800 円＝15,200 円（交通費）

【宿泊費】

- 1) 1泊大人 12,000 円、小人（小学生以下）7,000 円を上限とします。
- 2) 宿泊費は大会参加期間により決定します。大会の場合出場権を失った前日、合宿の場合終了の前日までが対象経費となります。

算出例：大会期間が7月25日～28日で、27日に敗れた場合は

宿泊費が対象となるのが 25～26日までとなります。

ただし、大会（合宿）日程等により、前・後泊を認める場合もあります。

①前泊を認める場合（例）

- ・当日出発では大会の開始に間に合わない場合
- ・監督会議や公式練習に参加する場合（要項等で日程が確認できる場合のみ）
※大会日程と直接関係のない練習試合などは対象外とします。

②後泊を認める場合（例）

- ・大会終了後、当日の帰宅が困難であると認められる場合

3) 申請方法

【前泊を必要とする場合】

交付申請時に、理由を記載の上、必要となる理由が確認できる書類を添付し、申請ください。

【後泊を必要とする場合】

交付申請時に、理由を記載の上、必要となる理由が確認できる書類を添付し、申請ください。

実績報告時には、実際の大会終了時刻や利用した公共交通機関のダイヤなど、後泊が必要となった理由を確認できる書類を添付の上、報告ください。

【参加費】

- 1) 参加費中に対象外経費が含まれている場合、その経費を除いた額を参加費とします。
対象外経費：a)ユニフォーム代 b)食糧費 c)交遊費 d)各種送料
e)その他大会等に直接関係しない経費
- 2) 参加費中に対象外の選手等が含まれている場合、1人当たりの経費を算出し対象人数より小計を算出します。

【対象者】

1) 選手の要件

- ①市内に住所を有する者、市内小中学校在籍者、市内競技団体の登録者
- ②市スポーツ協会、市スポーツ少年団に加盟登録している団体及び所属する個人
- ③市内に住所を有し、栗原市青年連絡協議会に加盟している者
- ④市内に住所を有し、市社会教育団体に登録された団体に所属している者

2) 監督・コーチの要件／確認書類

①参加する全国大会要項に基づく参加登録をおこなった者

確認書類＊監督、コーチが明記している参加申込書、事前登録プログラム等
＊予選大会もしくは全国大会主催者からの通知、案内等

②所属するチーム、スポーツ少年団、団体等に登録されている者

確認書類＊所属団体の総会資料、名簿等

③学校の場合、部活動の顧問

確認書類＊所属部活動の名簿

＊学校が発行している印刷物

- ・所属する団体等において日常的に指導を行っている指導者や保護者であっても、登録されている「監督」、「コーチ」以外は、補助の対象にはなりません。
- ・補助金実績報告提出の際は、選手とともに写っている参加記録写真を添付してください。

【共通項目】

- 1) 他団体から補助金等の交付がある場合は、必ず合計欄下の『⑤他団体補助金等欄及び内容記入欄』に記入をお願いします。
- 2) 単価 1,000 円以上については必ず領収書等の添付を必要とし、添付書類は写しでも構いません。
- 3) 単価 1,000 円未満についても原則領収書等の添付を必要としますが、領収書が発行できない交通費・参加費の場合、各機関発行の運賃料金記載明細等によって領収書に替えることとします。
- 4) 宿泊費は宿泊の日数、単価のわかる領収書の添付をお願いします。同書が発行できない場合、所定の宿泊証明書（実績報告③資料）を添付してください。
- 5) 添付書類に不備があった場合、再提出もしくはその経費一部を返還請求する場合があります。

〔留意事項〕

- ①補助金交付は原則として大会等が終了後、実績報告が提出され金額が確定してからの交付となります。やむを得ない事情により概算交付が必要な場合は社会教育課へお問い合わせください。
- ②交付申請は大会等の 14 日前、実績報告は大会等終了後 14 日以内に提出してください。
- ③栗原市立学校各種大会参加補助金に該当する大会は除きます。